

**「個人情報保護方針」 新旧対照表**  
(2023年1月10日改正)

下線部変更

新	旧
<p>個人情報保護宣言</p> <p align="right">2023年1月10日 阿波証券株式会社</p>	<p>個人情報保護宣言</p> <p align="right">2022年4月1日 阿波証券株式会社</p>
<p>当社の個人情報保護宣言に基づき、お客さまの個人情報保護につきまして、以下のように方針を定めます。</p> <p><b>2. 個人情報等の利用目的について</b></p> <p>ご提供いただいた個人情報は、お客さまがお受けになるサービスの提供や当社業務の範囲内に限り利用いたします。なお、各種請求書や契約書等に利用目的が明示されている場合は、当該利用目的にしたがって利用いたします。</p> <p>◇ご提供いただいた個人情報は、例えば以下のような場合に利用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内のため</li> <li>・提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため</li> <li>・適合性の原則に照らした商品・サービスのご提供の妥当性を判断するため</li> <li>・お客さまご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため</li> <li>・お客さまに対し、お取引結果、お預り残高などの報告を行うため</li> <li>・お客さまとのお取引に関する事務を行うため</li> <li>・市場調査、データ分析、アンケートの実施ならびにお客さまの興味・関心の分析によるターゲティング広告など、金融商品やサービスに関するお知らせ、マーケティング、研究や開発のため</li> <li>・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li>・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> </ul> <p>また、当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき、機微（センシティブ）情報〔要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報を行います〕については、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。</p> <p>なお、個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り使用いたします。</p> <p><b>6. 個人情報の第三者への提供について</b></p> <p>当社が取得したお客さまに関する個人情報は、あらかじめお客さまからご同意をいただいた場合の他、法令の規定あるいは公共の利益を保護するために必要な場合、当社とお客さまの権利・財産・安全などを保護・防御するために必要であると合理的に判断できる場合等を除いて第三者へ開示・提供はいたしません。<u>ただし、当社が利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託</u></p>	<p>当社の個人情報保護宣言に基づき、お客さまの個人情報保護につきまして、以下のように方針を定めます。</p> <p><b>2. 個人情報等の利用目的について</b></p> <p>ご提供いただいた個人情報は、お客さまがお受けになるサービスの提供や当社業務の範囲内に限り利用いたします。なお、各種請求書や契約書等に利用目的が明示されている場合は、当該利用目的にしたがって利用いたします。</p> <p>◇ご提供いただいた個人情報は、例えば以下のような場合に利用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内のため</li> <li>・提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため</li> <li>・適合性の原則に照らした商品・サービスのご提供の妥当性を判断するため</li> <li>・お客さまご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため</li> <li>・お客さまに対し、お取引結果、お預り残高などの報告を行うため</li> <li>・お客さまとのお取引に関する事務を行うため</li> <li>・市場調査、<u>ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</u></li> <li>・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li>・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> </ul> <p>また、当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき、機微（センシティブ）情報〔要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報を行います〕については、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。</p> <p>なお、個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り使用いたします。</p> <p><b>6. 個人情報の第三者への提供について</b></p> <p>当社が取得したお客さまに関する個人情報は、あらかじめお客さまからご同意をいただいた場合の他、<u>利用目的達成のために委託する場合</u>、法令の規定あるいは公共の利益を保護するために必要な場合、当社とお客さまの権利・財産・安全などを保護・防御するために必要であると合理的に判断できる場合等を除いて第三者へ開示・提供はいたしません。</p>

新	旧
<p> <u>する場合は、上記の第三者には該当しません。</u>            ※外国当局又は保管機関等からお客さまの個人データについて提供の要請を受けた場合に、同意取得時点において提供先となる外国にある第三者を特定することができず、事後的に提供先の第三者を特定できたときは、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけるほか、当社ホームページでもご確認いただけます。            (<a href="https://www.pawa.co.jp/policies/privacy_offshore.html">https://www.pawa.co.jp/policies/privacy_offshore.html</a>)         </p>	<p>           ※外国当局又は保管機関等からお客さまの個人データについて提供の要請を受けた場合に、同意取得時点において提供先となる外国にある第三者を特定することができず、事後的に提供先の第三者を特定できたときは、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけるほか、当社ホームページでもご確認いただけます。            (<a href="https://www.pawa.co.jp/policies/privacy_offshore.html">https://www.pawa.co.jp/policies/privacy_offshore.html</a>)         </p>

「阿波の証券総合取引約款」 新旧対照表  
(2023年1月10日改正)

下線部変更

新	旧
<p><b>第1章 証券総合取引</b></p>	<p><b>第1章 証券総合取引</b></p>
<p><b>第3条 申込方法等</b></p> <p>(1) お客様は、<u>当社所定の手続きにより</u>申込むものとし、当社が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。</p> <p>(2) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)のお申込みの際に、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p>	<p><b>第3条 申込方法等</b></p> <p>(2) お客様は、<u>所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印(お届け印によります。)</u>し、これを<u>当社の本支店又は営業所に提出することによって、証券総合取引を申込むものとし、当社が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。</u></p> <p>(2) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)の<u>申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。</u>この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p>
<p><b>第4条 届出事項</b></p> <p>お客様は、<u>証券総合取引の申込時等に氏名又は名称、住所、生年月日、押なつされた印影、法人の場合における代表者の役職氏名等を届出いただきます。</u>ただし、すでにその届出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。</p>	<p><b>第4条 総合届出印鑑</b></p> <p>お客様は<u>証券総合取引開始時に「お届け印鑑」を届出</u>いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、<u>その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。</u></p>
<p><b>第2章 証券総合口座サービスの利用</b></p>	<p><b>第2章 証券総合口座サービスの利用</b></p>
<p><b>第2条 本口座の利用</b></p> <p>お客様は<u>当社所定の手続きにより申込むものとし、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。</u></p>	<p><b>第2条 本口座の利用</b></p> <p>お客様は<u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届け印捺印のうえ申込み、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。</u></p>
<p><b>第4条 ご入金、ご出金、日本MR Fの自動取得・換金</b></p> <p>次の(1)から(4)に定める日本MR Fの取得の時期・価額・キャッシング及び換金については、第3章「日本MR Fの契約」によるものとします。</p> <p>(1) ご入金の取扱い</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の<u>前営業日前日</u>までに受入れたものについては、特にお客様よりお申出がない限り、日本MR Fの自動取得を行います。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(2) ~ (4) (現行どおり)</p>	<p><b>第4条 ご入金、ご出金、日本MR Fの自動取得・換金</b></p> <p>次の(1)から(4)に定める日本MR Fの取得の時期・価額・キャッシング及び換金については、第3章「日本MR Fの契約」によるものとします。</p> <p>(1) ご入金の取扱い</p> <p>① (省 略)</p> <p>② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の <u>2 営業日前</u>までに受入れたものについては、特にお客様よりお申出がない限り、日本MR Fの自動取得を行います。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(2) ~ (4) (省 略)</p>
<p><b>第3章 日本MR F (マネーリザーブファンド) の契約</b></p>	<p><b>第3章 日本MR F (マネーリザーブファンド) の契約</b></p>
<p><b>第1条 本章の趣旨</b></p> <p>本章は、お客様(個人のお客様に限ります。)と<u>当社と岡三証券株式会社(以下「岡三証券」といいます。)</u>との間の日本MR F受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本章に従って日本MR Fの累積投資契約をお客様と締結します。</p>	<p><b>第1条 本章の趣旨</b></p> <p>本章は、お客様(個人のお客様に限ります。)と<u>岡三証券株式会社(以下「岡三証券」といいます。)</u>との間の<u>岡三アセットマネジメント株式会社の発行する</u>日本MR F受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本章に従って日本MR Fの累積投資契約をお客様と締結します。</p>
<p><b>第2条 申込方法</b></p> <p>(1) お客様は<u>当社所定の手続きによりこの契約を申込むもの</u>とします。</p>	<p><b>第2条 申込方法</b></p> <p>(1) お客様は<u>所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社の本支店又は営業所(以下「取</u></p>

新	旧
<p>(2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MR F 累積投資口座を開設します。</p> <p>(削 除)</p> <p><b>第4条 取得時期・価額</b>  (1)～(2) (現行どおり)  (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、<u>原則</u>、当該計算日の翌日に、日本MR Fをお客様に代わって取得します。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p><b>第7条 返還</b>  (1) お客様は、自己の所有する日本MR Fの受取りをお申し出されたときは、<u>翌営業日を支払日(受渡日)</u>といたします。この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、<u>受渡日の前日の基準価額</u>により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) 返還請求の対象はこの契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。</p> <p>(3) 上記(1)の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとします。</p> <p><b>第11条 契約の解除及び届出事項の変更等</b>  第14章第1条、<u>第2条、第4条及び第5条</u>の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p><b>第4章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p><b>第6条 保護預り証券の口座処理</b>  (1) 保護預り証券は、<u>原則同一口座</u>でお預りします。  (2)～(3) (現行どおり)</p>	<p><u>扱店」といいます。)に提出することによって契約を申込むものとします。</u></p> <p>(2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MR F 累積投資口座を開設します。  <u>なお、証券総合取引申込書により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。</u></p> <p><u>(3) 上記(1)に基づき口座を開設した場合には、証券総合口座開設のご案内を遅滞なく送付します。</u></p> <p><b>第4条 取得時期・価額</b>  (1)～(2) (省 略)  (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日本MR Fをお客様に代わって取得します。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p><b>第7条 返還</b>  (1) お客様は、自己の所有する日本MR Fを<u>解約請求の方法により、当社に返還を請求することができます。</u>  この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、<u>返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます。)</u>の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。</p> <p><u>(2) 当社の取扱店が相応の事由があると認めた場合、お客様は上記(1)の返還方法の他、買取請求の方法により金銭の返還を受けることができます。</u>  <u>この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、買取請求日前日の基準価額をもって当該日本MR Fを買い取り、以下に定める買取りによる返還金額の引渡しをもって返還に代えるものとします。</u></p> <p><u>買取りによる返還金額 = 買取請求日前日の基準価額 × 買取口数</u></p> <p>(3) 返還請求の対象はこの契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。  <u>ただし、第6条(1)に基づき最終営業日に元本に繰入れられた再投資口数に相当する部分については、当該最終営業日の翌営業日以降に返還請求を行えるものとします。</u></p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとします。</p> <p><b>第11条 契約の解除及び届出事項の変更等</b>  第14章第1条<u>及び第2条</u>の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p><b>第4章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p><b>第6条 保護預り証券の口座処理</b>  (1) 保護預り証券は、<u>すべて同一口座</u>でお預りします。  (2)～(3) (省 略)</p>

新	旧
(削 除)	
<p><b>第13条～ 第18条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第4条 当社への届出事項</b>  (1) <u>当社所定の手続き時にお申込みされた氏名又は名称、住所、生年月日、押なつされた印影、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</u>  (2) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、上記(1)のお申込みの際に、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p><b>第5条 加入者情報の取扱いに関する同意</b>  当社は、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p><b>第14条 担保株式等の取扱い</b>  (1) (現行どおり)  (2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は<u>株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権</u>（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。  (3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は<u>当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付</u></p>	<p><b>第13条 料 金</b>  <u>当社は、本章の保護預りについて所定の料金を申し受けることがあります。</u></p> <p><b>第14条～ 第19条</b> (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第4条 当社への届出事項</b>  (1) 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。  (2) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、上記(1)の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p><b>第5条 加入者情報の取扱いに関する同意</b>  当社は、<u>原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、</u>お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p><b>第14条 担保株式等の取扱い</b> (省 略)  (2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。  (3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>

新	旧
<p>社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなつたときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p>	
<p><b>第17条 振替先口座等の照会</b>  (1) (現行どおり)  (2) お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であつて、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。  (3) お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であつて、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p>	<p><b>第17条 振替先口座等の照会</b>  (1) (省 略)  (2) お客様が振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であつて、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。  (3) お客様が当社に対する振替株式等の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であつて、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p>
<p><b>第20条 振替株式等の発行者である場合の取扱い</b>  (1) お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録されているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。  (2) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。</p>	<p><b>第20条 振替株式等の発行者である場合の取扱い</b>  (新 設)  お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録されているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。</p>
<p><b>第35条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求</b>  (1) (現行どおり)  (2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、<u>反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。</u></p>	<p><b>第35条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求</b>  (1) (省 略)  (2) お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。</p>

新	旧
<p><b>第46条 個人情報の取扱い</b>  おお客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、この約款の各規定により、機構及び振替株式等の発行者及び受託者並びに他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 短期社債等振替決済取引</b></p> <p><b>第6条 質権の設定</b>  おお客様の短期社債等について、質権を設定される場合は、<u>当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、所定の手続きにより振替を行います。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第10章 投資信託の累積投資取引</b></p> <p><b>第1条 本章の趣旨</b>  本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結し、<u>総合口座開設時に自動で口座開設されます。</u>  なお、当社の取次ぎによる外貨建MMFに係る当該契約は、岡三証券株式会社との間で締結されます。</p> <p><b>第4条 金銭の払込み</b>  お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をそのコースに払込むことができます。</p> <p><b>第8条 キャッシング（即日引出）</b>  (1) (現行どおり)  (2) (2) 上記(1)のお申込みは、<u>当社所定の手続きにより行うものとし、申込者にその金銭をお引渡しします。</u></p>	<p><b>第46条 個人情報等の取扱い</b>  (1) おお客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、この約款の各規定により、機構及び振替株式等の発行者及び受託者並びに他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。  (2) <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本章の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u>  ① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u>  ② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u>  ③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 短期社債等振替決済取引</b></p> <p><b>第6条 担保の設定</b>  おお客様の短期社債等について、担保を設定される場合は、所定の手続きにより振替を行います。</p> <p style="text-align: center;"><b>第10章 投資信託の累積投資取引</b></p> <p><b>第1条 本章の趣旨</b>  本章は、お客様と当社との投資信託の累積投資取引に関する取決めです。<u>当社は、本章の規定に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結します。</u>  なお、当社の取次ぎによる外貨建MMFに係る当該契約は、岡三証券株式会社との間で締結されます。</p> <p><b>第4条 金銭の払込み</b>  お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をそのコースに払込むことができます。<u>ただし、第1回目の払込金は、これを各コースお申込みのときに払込むものとし、</u></p> <p><b>第8条 キャッシング（即日引出）</b>  (1) (省 略)  (2) 上記(1)のお申込みは、<u>所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押なつされた所定の受領書と引換えに、取扱店においてお客様に金銭をお引渡しします。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 章 投信積立プランの契約</b></p> <p><b>第 2 条 申込み方法</b> お客様は、<u>当社所定の手続きにより申込むものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。</u></p> <p><b>第 4 条 買付代金の払込方法の指定</b> お客様は、指定投資信託の買付代金について、第 2 条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を銀行等（<u>ゆうちょ銀行を含む</u>）の金融機関の預金口座からの振替より払込むものとします。なお、払込金は、1 銘柄につき 1 万円（つみたて N I S A 対象銘柄は 1 千円）以上かつ 1 千円の整数倍の金額とします。</p> <p><b>第 8 条 契約の解除</b> 第 14 章第 1 条の規定は、本章においてこれを準用します。 <u>また、引き続き 3 ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 章 投信積立プランの契約</b></p> <p><b>第 2 条 申込み方法</b> お客様は、<u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届出印捺印のうえ申込み、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。</u></p> <p><b>第 4 条 買付代金の払込方法の指定</b> お客様は、指定投資信託の買付代金について、第 2 条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を銀行等の金融機関の<u>預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）</u>からの振替より払込むものとします。なお、払込金は、1 銘柄につき 1 万円（つみたて N I S A 対象銘柄は 1 千円）以上かつ 1 千円の整数倍の金額とします。</p> <p><b>第 8 条 契約の解除</b> 第 14 章第 1 条の規定は、本章においてこれを準用します。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 1 2 章 国内外貨建債券取引</b></p> <p><b>第 3 条 国内外貨建債券に関する権利の処理</b> 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の①から⑤に定めるところによります。 (現行どおり)</p> <p>② <u>国内外貨建債券に関し新株引受権（新株引受権証券を除きます。）</u>が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。</p> <p>③ <u>転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うもの</u>とします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 2 章 国内外貨建債券取引</b></p> <p><b>第 3 条 国内外貨建債券に関する権利の処理</b> 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の①から⑤に定めるところによります。 (省 略)</p> <p>② <u>国内外貨建債券に関し、株式の割当てを受ける権利又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。</u></p> <p>③ <u>転換権付社債の転換権行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うもの</u>とします。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 1 3 章 振込先指定方式の利用</b></p> <p><b>第 2 条 指定預金口座の取扱い</b> (1)～(2) (現行どおり) (3) 上記(2)にかかわらず、<u>利金（最終利金を除きます）及び分配金</u>（以下「利金等」といいます。）について所定の書面で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。</p> <p><b>第 3 条 指定預金口座の確認</b> 当社は第 2 条により預貯金口座の変更があったときは、すみやかに「<u>金銭振込先等のご確認のお願い</u>」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違あるときは、すみやかに当社にお申出ください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 3 章 振込先指定方式の利用</b></p> <p><b>第 2 条 指定預金口座の取扱い</b> (1)～(2) (省 略) (3) 上記(2)にかかわらず、<u>利金・分配金及び累積投資に係る有価証券の償還金</u>（以下「利金等」といいます。）について所定の書面で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。</p> <p><b>第 3 条 指定預金口座の確認</b> <u>(1) 当社は第 2 条により預貯金口座の指定があったときは、すみやかに「証券総合口座開設のご案内」、「口座開設のご案内」又は「口座変更登録のご案内」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違あるときは、すみやかに</u></p>



新	旧
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><b>第4条 指定預金口座の変更</b>  (1) 指定預金口座を変更されるときは、<u>当社所定の手続きにより届出</u>ていただきます。  (2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第14章 雑 則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b>  (1) お届出事項に変更が生じた場合は、その旨を当社にお申出のうえ、<u>当社所定の手続きにより届け出ていただきます。</u>この場合、「<u>戸籍抄本</u>」「<u>住民票</u>」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。  (2)～(4) (現行どおり)  (5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の<u>氏名又は名称・住所・印影・共通番号等</u>をもって届出の<u>氏名又は名称・住所・印鑑・共通番号等</u>とします。</p> <p><b>第6条 個人情報等の取扱い</b>  米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、<u>米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u>  (<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>)  <u>に掲載しておりますのでご参照ください。</u>また、<u>米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u>  ①～③ (現行どおり)</p> <p><b>附則</b>  <u>この約款は、2023年1月10日より適用させていただきます。</u></p>	<p>当社にお申出ください。  (2) 上記(1)の「<u>証券総合口座開設のご案内</u>」及び「<u>口座変更登録のご案内</u>」については、<u>個人のお客様に限り送付します。</u></p> <p><b>第4条 指定預金口座の変更</b>  (1) 指定預金口座を変更されるときは、<u>所定の用紙によって届出</u>ていただきます。  (2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第14章 雑 則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b>  (1) お届出事項に変更が生じた場合(<u>印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。</u>)は、その旨を当社にお申出のうえ、<u>所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつてご提出ください。</u>この場合、「<u>戸籍抄本</u>」「<u>住民票</u>」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。  (2)～(4) (省 略)  (5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の<u>印影・住所・氏名・共通番号等</u>をもって届出の<u>印鑑・住所・氏名・共通番号等</u>とします。</p> <p><b>第6条 個人情報等の取扱い</b>  米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。  ①～③ (省 略)</p>

「外国証券取引約款」 新旧対照表  
(2023年1月10日改正)

下線部変更

新	旧
<p><b>第1章 証券総合取引</b></p>	<p><b>第2章 外国証券の国内委託取引</b></p>
<p><b>配当等の処理</b></p> <p><b>第7条</b> 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の<b>手続き</b>により当社に指示するものとします。</p> <p>3～7 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 雑則</b></p> <p><b>届出事項</b></p> <p><b>第24条の2</b> 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の<b>手続き</b>により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>個人データ等の第三者提供に関する同意</b></p> <p><b>第34条</b> 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。<u>なお、米国における個人情報保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>)</u> <u>に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p><b>附則</b> この約款は、2023年1月10日より適用させていただきます。</p>	<p><b>配当等の処理</b></p> <p><b>第7条</b> 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の<b>書類</b>により当社に指示するものとします。</p> <p>3～7 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 雑則</b></p> <p><b>届出事項</b></p> <p><b>第24条の2</b> 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の<b>書類</b>により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>個人データ等の第三者提供に関する同意</b></p> <p><b>第34条</b> 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 申込者は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p>

「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」 新旧対照表  
(2023年1月10日改正)

下線部変更

新	旧
<p><b>特定口座に受入れる上場株式等の範囲</b></p> <p><b>第6条</b> 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>①～⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ (現行どおり)</p> <p>(イ)～(ハ) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">(削 除)</p> <p>⑧ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><b>附則</b></p> <p><u>この約款は、2023年1月10日より適用させていただきます。</u></p>	<p><b>特定口座に受入れる上場株式等の範囲</b></p> <p><b>第6条</b> 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>①～⑥ (省 略)</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>(イ)～(ハ) (省 略)</p> <p>(ニ) <u>特定口座以外の口座で管理されていた被相続人等の上場株式等</u></p> <p>⑧ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（NISA約款）」 新旧対照表  
(2023年1月10日改正)

下線部変更

新	旧
<p><b>特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</b></p> <p><b>第5条の4</b> 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① ②以外のお客様 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6ヵ月以内にその者の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの ロ～ハ (現行どおり)</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p><b>特定累積投資勘定終了時の取扱い</b></p> <p><b>第8条の3</b> この約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① お客様から特定累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管 ②～③ (現行どおり)</p> <p><b>合意管轄</b></p> <p><b>第14条</b> この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本支店又は営業所の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p><b>附則</b> この約款は、2023年1月10日より適用させていただきます。</p>	<p><b>特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</b></p> <p><b>第5条の4</b> 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① ②以外のお客様 第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの イ 特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前6ヵ月以内にその者の<u>その年の</u>特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの ロ～ハ (省 略)</p> <p>②～③ (省 略)</p> <p><b>特定累積投資勘定終了時の取扱い</b></p> <p><b>第8条の3</b> この約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>① お客様から特定累積投資勘定の終了する年の11月30日までに当社に対して第5条の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管 ②～③ (省 略)</p> <p><b>合意管轄</b></p> <p><b>第14条</b> この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p>

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款（ジュニアNISA約款）」 新旧対照表  
(2023年1月1日改正)

下線部変更

新	旧
<p><b>第2章 未成年者口座の管理</b></p>	<p><b>第2章 未成年者口座の管理</b></p>
<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> (現行どおり)</p> <p><b>2～3</b> (現行どおり)</p> <p><b>4</b> お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p><b>5</b> 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p><b>第3条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p><b>2</b> (現行どおり)</p> <p><b>3</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設け</p>	<p>(未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> (省 略)</p> <p><b>2～3</b> (省 略)</p> <p><b>4</b> お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p><b>5</b> 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p><b>第3条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p><b>2</b> (省 略)</p> <p><b>3</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設け</p>

新	旧
<p>られます。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><b>第5条</b> 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の11月30日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p><b>2</b> (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の11月30日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p><b>第7条</b> 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② お客様がその年の1月1日において<u>18歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p><b>2</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 代理人による取引の届出</b></p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p><b>第22条</b> お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>2</b> (現行どおり)</p> <p><b>3</b> お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>4</b> (現行どおり)</p> <p><b>5</b> お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>成年</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を</p>	<p>られます。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><b>第5条</b> 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、<u>同日</u>に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の11月30日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省 略)</p> <p><b>2</b> (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、<u>同日</u>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の11月30日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p><b>第7条</b> 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② お客様がその年の1月1日において<u>20歳</u>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p><b>2</b> (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 代理人による取引の届出</b></p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p><b>第22条</b> お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>2</b> (省 略)</p> <p><b>3</b> お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p><b>4</b> (省 略)</p> <p><b>5</b> お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が<u>20歳</u>に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引</p>

新	旧
<p>継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p><b>第27条</b> 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において<u>18歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p><b>第28条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の1月1日においてお客様が<u>18歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥～⑦ (現行どおり)</p> <p>附則 この約款は、2023年1月1日より適用させていただきます。</p>	<p>を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p><b>第27条</b> 2017年から2028年までの各年(その年1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において<u>20歳</u>である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>(本契約の解除)</p> <p><b>第28条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の1月1日においてお客様が<u>20歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥～⑦ (省 略)</p>